

# 北海道師範塾 「教師の道」 塾頭通信

第 654 号 平成 25 年 12 月 5 日

## 虐待防止法の 1 年

厚生労働省は、家族や福祉施設の職員らから暴行や暴言、年金の使い込み等の「虐待」を受けた障がい者が、「障害者虐待防止法」が施行された昨年 10 月から 3 月迄の間に 1505 人いた事を明らかにしました（11 月 12 日付北海道新聞）。

報道では、虐待は、大半が家族によるものでしたが、外部の目が届き難い入所施設では全容が把握できていない可能性も有ると指摘されています（11 月 12 日付北海道新聞）。

また、道内でも障がい者入所施設で利用者への虐待が続いている事を受け、道は、所管する全道の 156 カ所の入所施設を対象に実態調査を行っています（11 月 22 日付北海道新聞）。私が理事長を務めている北海道社会福事業団の各施設に対しても調査票が送られて来ていますが、道では年内に回答を得て、取り組みに不足があれば改善を促すとしています。

道内での虐待のケースは、「障害者虐待防止法」施行以降では別海町、及び仁木町の知的障がい者施設で虐待事案が発生しています。

北海道社会福祉事業団の施設においても、いわゆる虐待問題は発生していませんが、不適切な対応と判断される事案が発生していますので、決して他人事とは思っておりません。

さて、「障害者虐待防止法」においては、「身体的虐待」「ネグレクト」「心理的虐待」「性的虐待」「経済的虐待」の 5 つ行為が禁止されています。

今回明らかとなった厚生労働省の調査結果を見ると、市区町村又は都道府県において受け付けた相談・通報 3,260 件の内

- ・ 事実確認調査を行ったもの 2,604 件
- ・ 事実確認調査を行っていないもの 656 件
- ・ 都道府県において明らかに虐待でない判断した事例 76 件

となっています。

また、虐待をした人が親兄弟等の擁護者というケースが 1,311 件（被害者 1,329 人）、施設の職員というケースが 80 件（被害者 176 人）という状況になっており、虐待者の大半が家族によるものだったという事は、事態の深刻さを物語っています。その背景には、障がい者の家族自身が、肉体的に、あるいは経済的に支

えきれなくなっている状況もあると思います。また、障がい者と共に家族も社会から孤立してしまっているという深刻なケースも有ると思います。

障がい者に対する虐待はどのような背景があるにせよ許されるものではありませんが、今回の調査結果からは、追い詰められている家族の姿も浮かび上がって来ます。

虐待禁止というだけでは虐待を防ぐことは出来ません。障がい者の家族を行政として、また社会としてどう支援して行くかが問われているといわなければなりません。

一方、障がい者をサポートする専門の施設内でも虐待問題が発生している事は、非常に遺憾です。

施設内における虐待問題が無くならない背景には、

- 障がい者自信、虐待を受けているという自覚がない。また、自覚していても自分で旨くその事を伝えられない。
- 「障がい者本人を落ち着かせる為」とか「しつけの為」という様に、職員に暴力を振るっているという認識がない。
- 施設全体として、危機感が不足している。

といった事が考えられます。

いずれの施設においても、職員と利用者（障がい者）が日々係わりながら生活し、活動している訳ですから、何が起こるか分かりません。そうした中で虐待の防止というのは、結局のところ、職員のスキルアップと意識改革が決め手だと、つくづく感じているところです。（塾頭：吉田 洋一）